

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都港区赤坂二丁目5番4号 赤坂室町ビル

氏名 株式会社東京クリアセンター

代表取締役 熊木 浩

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和7年9月24日

江東区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健一

記



- | | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 取り扱う一般廃棄物の種類 | 普通ごみ |
| 2 | 事業の区分 | 収集・運搬（保管・積替えを除く。） |
| 3 | 運搬先 | 区長の指定する処理施設
株式会社アルフォ（許可番号第1413号）
株式会社シンシア（許可番号第1223号） |
| 4 | 作業場所 | 江東区の区域内 |
| 5 | 許可期間 | 令和7年2月1日 から
令和9年1月31日 まで |
| 6 | 許可の条件 | |

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

本証明書写しは情報公開用の物であり、
その他の目的による利用は禁じる。

株式会社東京クリアセンター